

(前文)「・・・東日本大震災により、特に処理することが必要になった一般廃棄物(災害廃棄物)の広域的な処理(運搬、処分、または再生をいう)を行うための基本的な事項に関し、次の通り協定を締結する。」

質問2 「特に処理することが必要になった・・・広域的処理」とありますが、誰の判断か。

その判断までの経過について、市はどのように認識しているか、お答えください。

質問3 「災害廃棄物の広域処理」に根拠法がないことを、環境省が認めていますが、この「基本協定書」には根拠法はありますか。違法性はありませんか。お答えください。

目的 第1条 この協定は、被災地である岩手県の復旧・復興を支援するため秋田県内において引き受ける災害廃棄物の円滑な処理を図ることを目的とする。

質問4 ここには、瓦礫受け入れが被災地の復旧・復興にどうつながるのかについて科学的合理性は示されていません。県・市は瓦礫「受け入れ」が、被災地の復旧・復興(例えば被災地の最大の関心事である、住宅・雇用問題の解決等)にどう結びつくと考えていますか。具体的に説明してください

また、この基本協定を結ぶことで、なぜ円滑な処理が図れるのか。お答えください。「地方自治の本旨」から説明してください。

害廃物の受け入れ要件等 第2条

この協定に基づき秋田県内の廃棄物処理施設にて受け入れる災害廃棄物について、次の要件を満たすものとする。

- (1) 放射性セシウム濃度(セシウム134とセシウム137の合計,以下同じ)目安値は、100ベクレルを超えないこと。

質問5 100ベクレルとは、原子力基本法の低レベル放射能線のクリアランスレベルであり、廃棄物処理法の廃棄物(一般廃棄物も産廃も)に当てはめことは出来ない。廃棄物処理法では「放射線に汚染されたものを除く」と明確に規定しており、たとえ10ベクレルでも、通常のゴミとして扱うことは出来ない。どれだけ放射線量が低くても、通常のゴミ焼却処理は違法であるということです。県・市はこのように100ベクレルを認識していますか。お答えください。

質問6 県や市は100ベクレルや8000ベクレルについての「安全性」の根拠をどうとらえていますか。お答えください。

質問7 (2)(3)も要件についてふれていますが、現地の瓦礫から、厳密に「分別」することが可能であると考えていますか。いかにして可能なのか、お答えください。